

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年11月15日 第39号
件名	区議会の委員会等において請願者自らが請願の趣旨説明や意見陳述をできるような仕組みや制度を整えることを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田珠里
紹介議員	沢田けいじ 板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	議会運営委員会

請願理由

文京区議会では、委員会に於いて請願者自らが趣旨説明や意見陳述できる仕組みや制度はありません。文京区議会がかねて丁寧に請願の審議を行ってきていることは理解しているところですが、新たに請願者自らが趣旨説明や意見陳述できるようになれば、一段と開かれた区議会につながるほか、「文の京」自治基本条例の「協働・協治」の理念及び第 23 条の具現化に寄与することは間違いありません。

たとえ 1～3 分程度という短時間であったとしても、請願者が口頭により趣旨説明できれば、文面や行間からだけでは分からない（あるいは伝わりにくい）奥深い背景や思い等も理解でき、請願者の思いを汲み上げることにつながります。

区民からの請願は、区の片隅から発せられる「声」に過ぎないかもしれませんが、区民に寄り添い、「請願」となって表れた「声」をしっかりと汲み取るには、請願者自身による意見陳述や趣旨説明の場を設けて直接聴いて頂き、委員のみなさまに請願者の生の声をしっかりと心に刻んで頂くことが非常に重要であると考えます。

そこで貴議会に対し、以下の請願を致します。

請願事項

- 1 請願者自らが提出した請願について、意見陳述や趣旨説明を希望し、委員会がその必要性を認めた場合には、委員会の場だけでなくそれ以外の場も含め、意見陳述や趣旨説明をできるような制度や仕組み、手続きを整えてください。

(理由補足)

※こうした新たな仕組みや制度を設けることに関しては、既存の参考人制度を弾力的に運用（あるいは活用）することで代替できるとの意見もあるようですが、参考人制度はもともと委員会自らが必要と認めた関係者及び識見者を委員会に招致するものであり、今回の請願は最終的に委員会の承認が必要であるとしても、請願者自らの発意（あるいは希望）に基づいて実施するものであって、既存の参考人制度とは仕組み・制度の考え方が根本的に異なります。

※参考人制度を弾力的に運用（あるいは活用）するとしても所定の手続が必要となり機動性に欠けるとともに、参考人に対して費用弁償の支払が必要となるなど様々な課題があると言わざるを得ません。

※「文の京」自治基本条例では自治の理念として「協働・協治」を掲げ、区議会の責務としては第 23 条に於いて「区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す」と「区民参加と活性化」について定めています。

※日経グローバルが日経リサーチを通じて全国 815 市区議会を対象に行った「市区議会に関するアンケート」（回答率 99.8 %、2018 年 7 月 20 日～9 月 3 日にかけて実施）によると、「請願・陳情者が希望すれば、委員会で直接説明する機会を与えている」と回答したのは 23 区では中央区、港区、品川区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、葛飾区、江戸川区の 10 区あり、東京都 25 市では国立市、調布市、町田市など 15 市もあります。